

社会保険 とちぎ

No.752 2025 12月号
2026 1月号

職場内で回覧しましょう

CONTENTS

協会けんぽ P2・3

- マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの違いとは?
- 医療機関等を受診の際はマイナ保険証をご利用ください
- 電子申請がスタートします!

日本年金機構 P4・5

- 賞与を支払ったときは届出が必要です
- 脱退一時金の制度

社会保険協会 P6

- 12月から「道の駅たかねざわ元気あっぷむら」の温泉施設もご利用できます
- 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム
「サンクスフェスティバル」パスポートのご案内
- 協会費の納入は「安全」「安心」「便利」な口座振替をご利用ください
- 会員情報のご変更はありませんか?
- 「ライフステージにおける社会保険・労働保険」の動画を会員限定ページに掲載しました

今月の同封物

- がんの一次スクリーニング検査 線虫 N-NOSE

今月のお知らせ

- 栃木県社会保険協会のホームページを、手軽にスマートフォンでもご覧いただけます。割引券の利用施設のリンクもありますので、ご活用ください。



片岡駅(宇都宮市)

記事提供：日本年金機構宇都宮西年金事務所・全国健康保険協会栃木支部

発行：一般財団法人 栃木県社会保険協会 宇都宮市昭和1丁目7番10号 東昭ビル3階 TEL 028-666-0480 FAX 028-666-0481

ホームページ URL <https://tochigi-syakyo.or.jp> 栃木県社会保険協会 検索

協会けんぽからのお知らせ



マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの違いとは？

令和7年12月2日より、現在お持ちの健康保険証はご利用いただけなくなりました。そのため、今回は令和7年12月2日以降に医療機関を受診する際にご利用いただける「マイナ保険証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の違いをご紹介します。使用方法をご確認のうえ、医療機関への受診をお願いいたします。

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの違い

1 マイナ保険証

形状	取得方法	使用場面	使用方法
マイナンバーカード 	マイナンバーカードを入手後、保険証利用登録を行うことでマイナ保険証として使用できます。	医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り

2 資格確認書

形状	取得方法	使用場面	使用方法
健康保険証と同じ プラスチックカード型 	・資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄にチェック☑をされた方に発行します。 ・チェック☑をされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行します。	マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等へ提示

3 資格情報のお知らせ

※資格情報のお知らせのみでは受診できません

形状	取得方法	使用場面	使用方法
紙製カード型 	協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。	・各種給付金の申請に必要な記号番号等を確認するとき ・医療機関等のカードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示

医療機関等を受診の際はマイナ保険証をご利用ください

令和7年12月2日より、現在お持ちの健康保険証はご利用いただけなくなりました。マイナンバーカードをお持ちの方はマイナ保険証の利用登録をして、医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードの保険証利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、以下いずれかの方法によりご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。



マイナポータルでご自身の登録情報を確認できます！

医療機関等へスムーズに受診できるよう、マイナポータルにログインし、ご自身の登録情報の確認をお願いいたします。

◎確認方法（令和6年9月26日時点の表示画面です。表示画面は、変更される場合がございます。）



＜お問い合わせ先＞

マイナンバー総合フリーダイヤル（デジタル庁開設）
0120-95-0178

マイナンバーカード、通知カードに関するご質問やマイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関するご質問など、マイナーポータルに関するご質問

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
0570-015-369

マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格認証書に関するご質問

電子申請がスタートします！

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさんございます！ぜひご利用ください。

詳しくはこちらのホームページをご覧ください→



 全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

TEL 028-616-1691（代表）

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/> 協会けんぽ 栃木 検索



日本年金機構からのお知らせ

賞与を支払ったときは届出が必要です !!

将来受け取る年金額の対象となりますので、忘れずにお届けください。賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになります。

ボーナスなどの賞与を支払ったときは、支払日から5日以内に、

**健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届**

を提出してください。



賞与とは…？

賃金、給料、俸給、賞与などの名称を問わず、労務の対償として受けるもののうち、7月1日前の1年間を通じ3回以下支給のものです。現物支給によるものも含まれます。

※7月1日前の1年間を通じ4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となり、労務の対償とならない結婚祝金や大入袋等は賞与の対象になりません。

対象となるものの一例

- 賞与（役員賞与も含む） ● ボーナス ● 期末手当 ● 年末手当 ● 夏（冬）期手当 ● 越年手当
- 勤勉手当 ● 繁忙手当 ● もち代 ● 年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下の支給の場合）
- その他、定期的でなくとも一時的に支給されるもの

ご案内 賞与支払届の手続きは、「電子申請」をご利用ください！

冬の賞与支払届の提出の手続きには、「電子申請」をご利用ください。申請方法はとても簡単です。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1

24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2

通知書が早く届く



Point 3

郵送費・交通費の
コスト削減



昨年度は賞与支払届の**78%**が電子申請で提出されました！

電子申請の詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6837-2913→「2番」をお選びください。
(受付日時等はHPをご覧ください。)

日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



脱退一時金の制度

日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険(共済組合等を含む)の被保険者(組合員等)資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

1. 国民年金の脱退一時金

支給要件

国民年金の脱退一時金の支給要件は以下のとおりです。

- 日本国籍を有していない
- 公的年金制度(厚生年金保険または国民年金)の被保険者でない
- 保険料納付済期間等の月数の合計(※)が6月以上ある(国民年金に加入していても、保険料が未納となっている期間は要件に該当しません。)
- 老齢年金の受給資格期間(厚生年金保険加入期間等を合算して10年間)を満たしていない
- 障害基礎年金などの年金を受ける権利を有したことがない
- 日本国内に住所を有していない
- 最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していない(資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以上経過していない)

※保険料納付済期間等の月数の合計とは…請求日の前日において、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者(任意加入被保険者も含みます)としての被保険者期間にかかる次の1~4を合算した月数のことといいます。

1. 保険料納付済期間の月数
2. 保険料4分の1免除期間の月数×4分の3
3. 保険料半額免除期間の月数×2分の1
4. 保険料4分の3免除期間の月数×4分の1

国民年金の脱退一時金の支給額

国民年金の脱退一時金の支給額は、最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額と保険料納付済期間等の月数に応じて計算します。なお、2021年(令和3年)4月より、最後に保険料を納付した月が2021年(令和3年)4月以降の方については、計算に用いる月数の上限が60月(5年)となりました。

脱退一時金の計算式

最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額×2分の1×支給額計算に用いる数

「支給額計算に用いる数」は、保険料納付済期間等の月数の区分に応じて定められています。

2. 厚生年金保険の脱退一時金

支給要件

厚生年金保険の脱退一時金の支給要件は以下のとおりです。

- 日本国籍を有していない
- 公的年金制度(厚生年金保険または国民年金)の被保険者でない
- 厚生年金保険(共済組合等を含む)の加入期間の合計が6月以上ある
- 老齢年金の受給資格期間(10年間)を満たしていない
- 障害厚生年金(障害手当金を含む)などの年金を受ける権利を有したことがない
- 日本国内に住所を有していない
- 最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していない
(資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以上経過していない)

厚生年金保険の脱退一時金の支給額

厚生年金保険の脱退一時金の支給額は次の計算式によって決まります。2021年(令和3年)4月より、最終月(資格喪失した日の属する月の前月)が2021年(令和3年)4月以降の方については、計算に用いる月数の上限が60月(5年)となりました。

脱退一時金の計算式

被保険者であった期間の平均標準報酬額※1×支給率※2

※1 被保険者期間であった期間の平均標準報酬額は、以下のA+Bを合算した額を全体の被保険者期間の月数で除して得た額をいいます。
A 2003年(平成15年)4月よりも前の被保険者期間の標準報酬月額に1.3を乗じた額
B 2003年(平成15年)4月以後の被保険者期間の標準報酬月額および標準賞与額を合算した額

※2 支給率とは、最終月(資格喪失した日の属する月の前月)の属する年の前年10月の保険料率(最終月が1月~8月であれば、前々年10月の保険料率)に2分の1を乗じた率に、被保険者期間の区分に応じた支給率計算に用いる数を乗じたものをいいます。(計算の結果、小数点以下1位未満の端数がある場合は四捨五入します)

お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

県内年金事務所の
電話番号

宇都宮西年金事務所 TEL. 028(622)4281
宇都宮東年金事務所 TEL. 028(683)3211
栃木年金事務所 TEL. 0282(22)4131
大田原年金事務所 TEL. 0287(22)6311
今市年金事務所 TEL. 0288(88)0082

 **日本年金機構**
Japan Pension Service
(<https://www.nenkin.go.jp/>)

12月から「道の駅たかねざわ元気あっぷむら」の温泉施設もご利用できます。



「道の駅たかねざわ元気あっぷむら」は、運営会社変更に伴い休業しておりましたが、7月下旬のオープンに伴い、当協会と日帰り温泉のご利用できる施設として契約が整いましたので、12月からご利用できます。

現在、お手元にある入浴割引券の裏面に利用できる施設として記載されていませんが、この割引券で入浴いただけます。

駅長よりコメント 湯量豊富な天然温泉を満喫できる温泉施設。広々とした内湯や露天風呂のほかに総檜造りのサウナもお楽しみいただけます。
申し訳ございませんが、おむつご利用のお客様は子供・大人にかかわらずご入場をご遠慮いただいております。

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム 「サンクス・フェスティバル」パスポートのご案内

購入の際は、団体番号とプランパスワードが必要になります。



実施期間 令和8年1月5日(月)～令和8年2月27日(金)

販売期間 令和7年11月5日(水)～令和8年2月27日(金)

期間限定になりますが、パーク料金が大人500円、中人(12才～17才)400円及び小人(4才～11才)300円お得な割引になる「サンクス・フェスティバル」パスポートを販売しています。協会発行の「コーポレートプログラム利用券」との割引併用も可能です。

詳しくは、当協会ホームページTOPページ

- ⇒ 会員限定ページから(※)パスワードを入力
- ⇒ または、下部写真⑥ 東京ディズニーランド(ディズニーリゾート)コーポレートプログラムの利用券発行
(※)パスワードを入力 (※)パスワードは電話にて当協会にお問い合わせください(電話番号:028-666-0480)
- ⇒ 東京ディズニーリゾート「コーポレートプログラム」のご案内
- ⇒ ②会員様がご利用いただけるお得なプラン(コーポレートプログラム利用券以外)の東京ディズニーリゾート
「サンクス・フェスティバル」パスポートをご覧ください。
- ⇒ 表示されたログイン画面にて、「団体番号・プランパスワード」をご入力ください。

具体的なオンライン購入等でのご質問は、同HPの③東京ディズニーリゾートHP&お問合せ先でご確認ください。

令和8年度

協会費の納入は 安全 安心 便利 な口座振替をご利用ください!!

令和7年度社会保険協会費納入につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年より口座振替をご希望の場合や、すでに口座振替をお申込みの会員様で、引落口座の変更の場合は申込書の提出が必要ですので、当協会のHPのTOPページ右上の「各種手続書類」(各種届申込書)をクリックし、「口座振替申込書」をダウンロードし必要事項をご記入いただきFAXでお申込みいただくか、電話にて当協会にお問い合わせください。「口座振替依頼書」をお送りします。

申込先:一般財団法人栃木県社会保険協会 電話 028-666-0480 fax 028-666-0481

会員情報のご変更はありませんか？

「社会保険とちぎ」を正確に事業所様へお届けするために、事業所名称・所在地等に変更がある場合は、お手数ですが、当協会のHPのTOPページ右上の「各種手続書類」(各種届申込書)をクリックし、「事業所変更事項届」をダウンロードし必要事項をご記入いただきFAXで連絡いただくか、電話にて当協会にお問い合わせください。

「ライフステージにおける社会保険・労働保険」の動画を会員限定ページに掲載しました

人生の様々な場面で欠かせない「ライフステージにおける社会保険・労働保険」の動画を会員限定ページに掲載しました。新しく事務を担当する方の入門教材、ベテランの方の確認資料としてご活用ください。

HPの会員限定ページ ⇒ ※パスワード入力 ⇒ ライフステージにおける社会保険・労働保険WEB動画

(※)パスワードは電話にて当協会にお問い合わせください(電話番号:028-666-0480)